

## 別紙 2

### 本人情報を本人が請求する場合の必要書類 (規則第 9 条第 2 項に定める書類)

- 1 運転免許証
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード
- 3 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する在留カード
- 4 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書
- 5 その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類
- 6 1～6 に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類